

平成28年度第1回 芦屋市地域密着型サービス運営委員会 会議録

日 時	平成28年11月10日(木) 15:00~16:30
場 所	消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	委員長 石川 久展 副委員長 長澤 豊 委員 高木 佐知子, 菅沼 久美子, 西村 京, 神田 信治, 佐野 武 税所 篤哉, 安宅 桂子 欠席委員 内山 忠一, 加納 多恵子, 寺本 慎児 事務局 社会福祉課 課長 廣瀬 香 "          係長 柏原 由紀 "          主事補 樽本 暁子 高齢介護課 課長 宮本 雅代 "          係長 嶋田 美香 "          主査 小林 明子 "          主事 松本 匡史 関係課 地域福祉課 課長 細井 洋海 "          係長 浅野 理恵子
事務局	社会福祉課, 高齢介護課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 開会

【委員会の成立について】

- ・開始時点で12人中9人の委員の出席により成立

【委員会の傍聴について】

- ・傍聴者なし

2 委員紹介及び事務局の紹介

3 委員長・副委員長の選出

委員長・・・石川委員

副委員長・・・長澤委員

4 議 事

- (1) 高浜町1番社会福祉施設建設用地における社会福祉複合施設の整備について
- (2) 実地指導について
- (3) その他

## 5 資料

### 事前配布資料

高浜町1番社会福祉施設建設用地における社会福祉複合施設の整備について  
指定地域密着型サービス事業所への実地指導について

### 当日配布資料

アミューズメント型介護サービス資料

## 6 審議経過

(石川委員長)では、議事(1)高浜町1番社会福祉施設建設用地における社会福祉複合施設の整備について事務局より説明をお願いします。

(事務局)(1)高浜町1番社会福祉施設建設用地における社会福祉複合施設の整備について事務局より説明

(石川委員長)ただいまの事務局の説明について、何か質問、意見はございますでしょうか。追加の情報も含めてでも結構です。

では私の方から。A法人というのは、どういう法人でしょうか。

(事務局：廣瀬)芦屋市茶屋之町で保育園を運営されています。九州の行橋市に障がい児を対象とした児童発達支援センターや、デイサービスなど障がい部門の事業を実施されています。

(石川委員長)もう一つのB法人は、西宮市にある法人ですね。

(事務局：廣瀬)はい。B法人は、医療も含めた福祉複合の施設として西宮市で施設を運営されています。

(石川委員長)他に御意見、御質問はありますか。

行く行くは、ここで地域密着型サービスも実施されるということですか。まだ決まっていないと思いますが、決まった上で改めて説明いただけるのでしょうか。

(事務局：廣瀬)本来地域密着型サービス事業につきましては市で公募をし、地域密着型サービス運営委員会の中から各部門の委員6名にお願いし選定委員会を開催し決定していく流れであります。今回につきましては、社会福祉複合施設の運営事業者の選定ということで、他のサービス事業と併せて選定させていただきました。本委員会には適時事業の実施内容等の報告させていただき、指定前には再度諮らせていただきたいと思いますと考えております。

(石川委員長)よろしいでしょうか。かなり多角経営になりますよね。ノウハウを持っている大きなところを選んだとは思いますが、大丈夫かなと思うところもあります。一つ一つの事業であればいいのですが、一気に全部始めるというのは人員の配置などのことを考えると大変だと思います。事業のプレゼンテーションを聞いていないので、そのところをもう少しお願いできますか。

(事務局：廣瀬) 各部門に主となる方をたてて頂くこととしています。市においても所管課が多岐に渡りますので、迅速に対応できるよう庁内でも連携し、対応することとしています。

(長澤副委員長) この段階では、まだ我々が何か協議することはないような感じがしますね。

(石川委員長) そうですね。

(長澤副委員長) B法人と比べてA法人のほうが収益のある分野がなさそうな感じがしますね。

(石川委員長) そうですね。それが結果に出ていますね。

(長澤副委員長) ですので、思うところはあるのですが、まだ始まっていませんので、それは何とも言えないなという気がします。

(石川委員長) 実際に私もほかの自治体でこのような選定をした後にやめますというところがあったので、やはり市とのやりとりは非常に重要になります。芦屋市は景観条例が厳しいので、見た目は凄く綺麗なので問題ないかと思えますけど、看板の問題とか、いろいろ課題があるので、途中で嫌になるということがあるかもしれない。それこそ採算が合わなくてということは、かつて私が関わった他の自治体でも経験していますので、それで気にはなっています。1法人でこれだけの複合施設はそうそうないと思うので、大丈夫かなと思っているところは正直あります。

(事務局：廣瀬) もともとこの土地は売却させていただく予定で話を進めておりましたが、土地を購入して、建物を建てて事業を運営するというのは負担も大きくかなり難しいかと検討した結果、一月当たり75万円、契約期間50年の一般定期借地権設定契約を交わす形となりました。長澤副委員長がおっしゃったように収益について多くは見込めないと、市も考えておりますので、事業を続けていただくためにも、協力しながら進めて参りたいと考えております。

(石川委員長) よろしいでしょうか。こればかりは本当に始まらないと何とも言えない面がありますね。プレゼンテーションを見た委員の先生方が決められたので、そのとおり実施していただくしかないとは思いますが、また今後、議論するところがありましたら、その時にということでもよろしいでしょうか。

では、次の議題(2)実地指導について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) (2)実地指導について事務局より説明

(石川委員長) ありがとうございます。何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。いかがでしょうか。事業所関係のかたいかがでしょうか。

(神田委員) 感想ですが、地域密着型通所介護のことで、通うほうも大変になってくるという印象を持ちました。小規模デイは泊まりもされているので、その辺のことも今後関わ

ってくるのかと思っています。その部分は介護保険外のところですので、ケアマネジャー側としても事業者さんの信頼のもとで行っており、信用してお願いするしかないのです、今後も実地指導についてはしっかりやっていただけたらと思います。

(石川委員長) お泊まりデイは難しいですね。市によって扱いが違う。西宮市は既に届け出制にしているので一応全部把握しておりますが、芦屋市はまだでしょうか。

(事務局：宮本) 芦屋の場合は中核市ではないので、兵庫県に届出をしていただいておりますが、現在は小規模のデイサービスについて、市に届出をしていただくこととしております。

(石川委員長) 把握はしているということですか。

(事務局：宮本) 数は把握しております。

(神田委員) ちなみにお泊まりデイについては指導の対象になっていますか。

(事務局：宮本) 指導対象とはなっておりませんが、兵庫県と一緒に監査同行させていただいた際に、どのように実施されているかについては確認しております。苦情等があった場合についてはその都度管理者のかた等にお話しを伺っております。また、通所介護サービスと連続して利用されることとなるのがお泊りサービスですので、契約が介護保険上のサービスと自費サービスとできっちり分かれているかについても確認しております。

(石川委員長) お泊まりデイも基準がないと、指摘ができない。そこはブラックボックスというか、各個々に委ねられているところがあって、実際に床で寝ているとかベッドはあるだけいうのを西宮市で聞いたことがあります。御家族にとってもニーズは高いということがあって、なかなか難しい部分ではありますが、指導ができるようなものがあつたらなと思います。

ほかに、特にこの3件について御意見、御質問なければ次に進みますが、よろしいでしょうか。

(安宅委員) 全部の事業所を指導されるのでしょうか。

(事務局：松本) 芦屋市が指定している全ての事業所を対象としています。

(安宅委員) 大変ですね。

(石川委員長) 市町村は保険者ですので、やはりその辺はきちっとしておかないといけませんね。

(安宅委員) 利用者としては、そのほうが安心できます。私たちは実際に利用している方や、人づてに噂を聞いたりしますので、そういう点でも知っておいたほうがいいのかと思っただけです。

(石川委員長) 経営がどこもかしこも厳しいので、私の知り合いでもやっぱり厳しいと言っているところがあって、守れば守るだけ厳しくなるようです。事務作業がすごい量で、これが結構ストレスのもとになっていると言われております。確かに加算をとろうと思つたら、どうしても事務作業が増えるということになります。一方で加算をとらないとやっていけないというのが難しい部分ですね。

よろしいでしょうか。

(安宅委員) 佐野委員に聞いてもよろしいですか。

(石川委員長) はい。

(安宅委員) 現在定期巡回を実施されている事業所は 1 か所だけですが、現在利用者さんはどれ位いらっしゃいますか。

(佐野委員) 当初計画通りの 20 数名程度で推移しています。ちなみに、最初の議事にありました法人が芦屋で 2 か所目の定期巡回の事業所になりますので、今まで 1 つだったので利用者さんも選べなかったですが、これからは選んでいただけるかと思います。

(安宅委員) 本当に夜間の対応というのは凄く心強いので、しっかりとやっていただけたらと思っています。

(石川委員長) 今後も次々と実地指導は行われるということですね。

(事務局：松本) はい。2 年で 1 回のペースで実地指導を行っています。本日までに実地指導を行った事業所が他にございますが、準備のほうを整いませんでしたので、次回の委員会で報告させていただく予定としております。

(石川委員長) 西宮市の場合、事業所の数が膨大なもので、一覧という形で報告されています。小規模のデイサービスが入ったことによって数が増えるので今後報告内容について少し省略することも考える余地はあるのではと思います。

(事務局：廣瀬) 芦屋市では、実地指導については、委員会で個別に報告しておりますが、集団指導の際には、委員長がおっしゃったように指摘事項をサービス事業別に分けて他の事業所と比較し振り返っていただく機会を設けておりますので、今後検討いたします。

(石川委員長) 市民の代表のかたもいらっしゃるので市民のかたに知っていただくことを大切にする部分も大事ですが、今後事業所が増えていく中で、委員会にとっても大変な作業となりますので、その辺を今後、簡略化の方向に動いていただいてもいいのではと思います。

(長澤副委員長) 1 つ確認ですが、文章だけでみると送迎時間はサービス提供時間に含めないとなっています。この記載だと誤解を招くのではないかと思います。送迎時間をサービス提供時間に含めて請求していたということではないということですね。

(事務局：松本) はい。生活相談員が送迎に出ている時間がございまして、送迎時間は生活相談員として勤務時間に入れないでくださいという意味で指摘させていただきました。

(事務局：宮本) 記載の方法を分かりやすく修正させていただきます。

(石川委員長) よろしいですか。

(佐野委員) これは、他のデイサービス事業所でも多分あると思います。

(石川委員長) 運転手をしていると困りますね。

(佐野委員) 知ってはいますが、人員不足でできなかったということでしょうか。

(事務局：松本) 事業者への聞き取りでは、そのような理解ではありませんでした。

(石川委員長) いわゆる悪質じゃないということですね。

(事務局：松本) はい。

(石川委員長) 理解してなかったということでもよろしいですか。デイサービスはやりくりが大変なのでその辺りが難しいところですよ。事業で勤務形態が関係するところは結構シビアな問題になるかもしれないです。他の事業者さんに示すことは大事だと思いますので、集団指導も大切だと思います。

(長澤副委員長) グループホームの事業所についても入居の際、認知症の確認を行った診断書を保持しておく等の文面にしたほうが良いかと思われま。

(事務局：松本) 記載の方法について検討させていただきます。

(石川委員長) 基準どおりにやっているとは思いますが、それをうまく伝える必要があると思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の議題に行きます。その他について事務局からお願いいたします。

(事務局) (3)その他について事務局より説明 (アミューズメント型の介護サービスによる規制について)

(石川委員長) よろしいでしょうか。ではご意見いただければと思います。

(安宅委員) そのような例をテレビで見たことがあります。お年寄りが本当に楽しくしていました。それはそれでいいと思いますが、何か少し異様な感じがしました。元気な方が楽しそうにされており、私の母は、デイサービスを利用していたときに、手芸をしたりしておりました。マージャンとか、そういったものをされていると聞いたことがあります。テレビで実際に見たときに嫌だというわけではないですが、遊びに行くために施設を利用しているように見えなくもないと思いますし、それがどうなのかと感じました。

(石川委員長) いかがでしょうか。

(長澤副委員長) どの程度の規模のものだったら、問題となるのかという気がします。要するに、デイサービスのところにマージャン卓がある部屋が1つあっても別に何も言われなとは思っているので、例えばパチンコ台が30台ほどずらっと並んであると、それはやはりおかしいとなるのではないのでしょうか。ですので、条件付きで禁止というのは、そういうことではないかなと思います。

(事務局：宮本) 県の条例に関して読んでみますと、利用者の射幸心をそそる恐れ、または依存性が強くなるおそれのある遊技を利用時において相当と認められる程度を超えて、または日常生活を逸脱して利用者に提供してはならない、ということですので、さきほど副委員長がおっしゃられた何台もあるとか、日常的にされているというのは逸脱していることとなるのではないのでしょうか。ただ、お部屋に1つ、それこそ健康のためにするとか、何かのイベントのときに、楽しみとする等、県のほうでもそのあたりでは規制していませんので、この条例があるからといって全てを禁止することではありませんし、禁止しなくても、一定の予防線は張られますので、条例の中に盛り込むか、盛り込まないかというの

が自治体によって分かれているのではないかなと思います。

(石川委員長) 他にありますか。

(菅沼委員) ある程度、一定の遊興をされるというのは皆さんに影響があるので非常にいいと思いますが、やはりアミューズメントですので、その内容を精査し提供するというのが大事だと思います。私もテレビのニュースで見ましたが、皆さん大変元気でありましたがカジノみたいな感じに見えて、異様な感じでしたね。ですから、やはりアミューズメントのほうの内容を精査するということが大事ではないかなと思います。

(石川委員長) ほか、ありますか。

(税所委員) 相当程度という部分の解釈ですが、仮に週に何日、何時間以内だとか、そういう一定の決まり事を定めた上でというような解釈でよろしいのでしょうか。

(事務局：宮本) そうですね。それぞれの自治体が運用上で決めていると思います。実際入ったときの様子であるとか、雰囲気とか、利用者さんの活力とか、総合的に判断しているということです。それが明文化されたものというのは私もまだ目にはしたことがありません。

(税所委員) 相当程度ではなかなかイメージがつかない。その部分で判断が難しいかなと思いました。

(佐野委員) 私が事業者連絡会であるからというわけではないですが、興味がありましたので情報収集したところ、実はすぐ近くにも、そのようなデイサービスがありました。まず、介護給付が妥当かどうかという話ですが、各事業者の倫理観みたいなものというのに頼らざるを得ないと思います。条例制定するということは非常に慎重になるべきだろうなと思うのは、そもそもデイサービスというのは、ぱっと思いつくだけでアミューズメント型もありますし、マージャンデイとかもありますね。あと美容デイとかもあります。レストランデイ、お泊まりデイ、例えばリハビリ特化デイもその一つです。もともと機能訓練なので、リハビリ特化デイはいいけども、マシンをずらっと並べて、まさにフィットネジウムみたいなデイもあります。入浴はしない、食事の提供は簡素なもの、もしくはしない。リハビリマシンのみの利用のようなことを介護給付で行っている例もあります。通所介護のそもそもの目的でいいますと、当初から随分ニーズが多様化して、そのニーズから得意なことを基本にしてデイサービスをやっている。例えばレストランのデイでいくと、入浴、食事、排せつ、機能訓練の中身も入ってくるのでいいですが、通常のいわゆる日常を逸脱するようなレストランデイもあります。例えば美容型のデイサービスもそうですね。美容を前面に出しているデイはどの程度が日常なのかとか、エステティックとかもありますね。ぱっと思いつくだけで様々な特化デイというのがある中でアミューズメント型デイだけが射幸心を煽る、もしくは依存性があるということを理由に条例に盛り込むということになると、介護保険制度の中で通所介護給付費が妥当かどうかという話はそれでいいのかとなってきました。事務局がおっしゃられていたとおり、市町村に権限が移り、指導は市でできると思います。そこは地域密着だからこそできるものですので、指導権限を使われるとい

うところは理解できます。麻雀、パチンコは確かにイメージ悪いですよ。でも、実際のデイでも、トランプとかマーじゃんはあると思うんですよ。そのあたりの線引きも含めて条例でされるのは慎重な姿勢が必要であるというのが私の意見です。

(石川委員長)他にありますか。

(高木委員)確かにマーじゃんは割とどこにでもあって、それをすごく楽しみにされてデイサービスに行かれていますかたもいらっしゃいます。それがなくなると、利用者のかたで自分は割としっかりしているおつもりで、他のデイサービス利用者と体操なんかしたくないと言われるかたもいらっしゃいますし、麻雀を楽しみに行かれて、「かけられへんからおもしろくない」とかをよく言われます。「お金はかけられへんけど、あめちゃんをかけよか」とか、そういう感じで流行しているみたいです。私も訪問看護に携わってですが、独居の高齢の女性のかたで利用されているかたがおり、頭も手も使うから効果的なのか、認知症が進行しているわけでもなく、本人もすごく楽しみにされているので、全く禁止となると、かわいそうかなという気がします。

(石川委員長)多分、全く禁止の話じゃなくて、条例とか規制を設けるということだろうと思います。逆に言うと、条例を設けるというのは別の面からいうと認めるということ。先程の相当程度というのは、ある程度は認めるという逆メッセージにもなるので、その辺も勘案した上での条例だということを考えておかないと、台数によっては作ってもいいよとも読めるようになってしまいます。そこは難しい判断のところですね。全面禁止にしてたら全部追い出すことになりますし、先程もおっしゃったようなことになりますけども、相当程度ということになると、やはり程度の話になるので難しい。ただ、芦屋市にパチンコ屋さんはありましたか。

(事務局：宮本)ございません。

(石川委員長)市民感情もあると思うので、結局市民のお金が入る保険給付ですので、市民感情が重要になります。あそこでは麻雀、パチンコができるよというのはどうなのかというところもあります。他はできないのにといい、果たしてそれでいいのかというものもあるので、そこが芦屋市独特かもしれません。

(安宅委員)会報を見ているとマーじゃん大会で優勝したという記事がありました。でも、なかなかいい施設ではあります。男のかたは、デイサービスに行くともできない人が結構多いみたいです。先日、たまたま椅子とテーブルに4、5人の男性が会話もしないでただ座っている様子を見て、驚きました。だから、こういう人たちがデイサービスを利用するのではなくて、何か集まれるところがあったらいいのにといいのを思ったのを覚えています。施設に入られても、何もしないのはつまらないだろうなといいのはあります。以前に社会福祉協議会で、認知症のかたが来られたときに碁をやりたいとおっしゃったことがありました。たまたまそばに碁の会場があったので、数時間碁をされ、認知症のかたですから少し忘れることもありましたが、対応して下さるかたがいらしたので、そういう形であればいいなと思います。給付になってくると、よそから変な苦情が来るのかと思

ますし。何にもしないでいるというのはかわいそうだなというのはすごくあります。

(石川委員長) 他にございますか。

(神田委員) ケアマネジャーの立場から申し上げますと、こういうのがあると非常に魅力的なのは事実です。男性のかたで、なかなかデイサービスに馴染まないかたもいらっしゃるのですが、アミューズメント型はどうですかというのは言いやすいところがあります。そういう意味では非常に魅力的です。ただパチンコ屋がないのにパチンコ屋みたいなデイサービスがあっていいのかとかいうのもあるので、芦屋ということを考えると条例ができることに関しては違和感がないなと感じます。条例にされるのかどうかに対して賛成か反対かと言われると、わからないのが個人的な感覚です。

(佐野委員) お泊まりデイも一緒ですが、結局自費であれば何をしてもいいみたいな話になりやすい内容だと思います。お泊まりデイもお泊まり部分だけを自費じゃなくて、通常の通所介護サービスを提供していれば、日数を超えた部分だけ無料みたいなところもあり、もしくは非常に低価格とかもあるので、そうすると、条例とか指導とかでは追いつかないようなところになってしまうのではないかという視点はどうしても出てきます。自費と言われたら、もうそれは保険制度の範囲外ということがあるので、今後の地域密着デイの指導のときも、一定のガイドラインというようなものを持っておかないと、全部自費にされてしまうとうとうどうしようもないだろうと思います。そういう意味では実地指導でどれだけ言うべきなのかなと考えました。

(石川委員長) よろしいでしょうか。ここではいろいろな意見が出たということで、それほど難しいことだと思います。あとは市で議論は続けていくべきだと思います。先程お話をいただいた碁であるとか将棋をやっておられるかたは結構デイが多いですね。特に男性で。それをずっと3時間も4時間もやるのが本当にデイサービスなのかと言われたら、デイサービスそのものの内容が誰を対象に、どういったことを目的にやっているのかということが関わってくると思いますので、見直しも必要になってくると思います。どうしても経営上多様化しつつあるので、結構難しい部分を検討していくことになると思います。

それでは、これで意見を承ったということで、これで終わりたいと思います。

ほかに意見がないようでしたら、これをもちまして第1回芦屋市地域密着型サービス運営委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会